

発議第5号

令和6年6月27日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会議員 柴田 はすみ  
賛成者 木津川市議会議員 倉 克伊  
木津川市議会議員 宮嶋 良造  
木津川市議会議員 高岡 伸行  
木津川市議会議員 谷口 英子  
木津川市議会議員 山本 しのぶ  
木津川市議会議員 草水 基成

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書  
について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条  
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

昭和54年、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は、昭和60年にこの条約を批准した。令和4年現在、189カ国が批准している。

さらに平成11年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成12年12月末に発効している。令和5年現在、条約批准189カ国中、115カ国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、男女格差を測る2024年6月12日発表の「ジェンダーギャップ指数2024」で日本は、146カ国中、118位となっている。

よって、国においては、わが国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

京都府木津川市議会議長 長岡 一夫

### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）